

鳥取県ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鳥取県ホームページへの広告掲載を適正に行うため、鳥取県ホームページ広告掲載要領(以下「要領」という。)に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の掲載場所)

第2条 要領第3条に規定する広告を掲載する位置及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 掲載する位置 県ホームページのトップページの下部及び右上部
- (2) 枠数 10枠(うち1枠をアクセス毎に無作為に選択し、右上部に表示)

(広告の種類、規格等)

第3条 要領第5条各号に規定する広告の種類、規格、禁止表現は、次のとおりとし、これらに該当する広告は掲載しない。

- 1 広告の種類
バナー広告(広告画像であって指定するホームページにリンクするものをいう。)とする。
- 2 広告の規格
 - (1) 大きさ 縦50ピクセル、横160ピクセル
 - (2) 形式 J P G又はG I F(アニメ不可、透過G I F不可)の静止画像
 - (3) 容量 6 k b以下
 - (4) 画像のA L T属性テキスト 「広告 -」で始め、「広告 -」を除きを全半角を問わず30文字以内
- 3 広告の禁止表現
 - (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの
例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
 - (2) 閲覧者に不快感を与える恐れがあるもの
例)コントラスト(明度差)の強い画像、G I Fアニメーション等
 - (3) 実際には機能しないもの
例)選択肢があるかのように誤解するプルダウンメニュー等
 - (4) 県の情報と誤解する恐れのある表現
例)「鳥取県情報はこちら」、「県章や県PRキャラクターと類似デザインの使用」等
 - (5) 配色又はデザイン等が県ホームページとの調和を著しく欠くもの
 - (6) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告掲載料)

第4条 要領第11条の規定による広告掲載料の月額は、1枠あたり30,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、広告の掲載期間が6か月の場合の当該期間の広告掲載料の額は、1枠あたり160,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、広告の掲載期間が12か月の場合の当該期間の広告掲載料の額は、1枠あたり300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

附 則

この基準は、平成20年8月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年12月6日以降に募集するホームページ広告から適用する。

附 則

この改正は、平成21年2月6日以降に募集するホームページ広告から適用する。